

令和4年9月29日  
生食発 0929 第2号  
4 輸国 第 2800 号

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
厚生労働省各地方厚生局長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )  
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長  
( 公 印 省 略 )

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

今般、第 208 回国会において農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第49号）が成立し、同法による改正後の農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）が令和4年10月1日から施行されます。

このことを踏まえ、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。）について、法改正に伴う条番号の変更の反映等、所要の改正を別添のとおり行い、令和4年10月1日より施行することとしましたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願ひします。